

那覇市告示第 499 号

平成 27 年 3 月 18 日

掲 示 済

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年 4 月 1 日那覇市告示 164 号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成 27 年 3 月 31 日限り廃止する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第 1 表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第 2 表のとおりとする。
 - (2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (3) 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排水における臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

第 1 表 (1 関係)

規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
臭気指数	A 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 近隣商業地域 商業地域	図のうち実線で表示した区域
	B 区域	準工業地域 工業地域	

(備考)

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第 2 表 (2 関係)

区分	A 区域	B 区域
許容限度 (臭気指数)	15	18

(備考)

この表において、A 区域及び B 区域とは、第 1 表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。



